

三重県消防学校規則

平成十年十二月十八日

三重県規則第七十七号

沿革 平成一八年一月一〇日、二十七年七月十四日

三重県消防学校規則をここに公布する。

三重県消防学校規則

三重県消防学校規程(昭和三十一年三重県規則第五十五の二)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県消防学校(以下「消防学校」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育訓練の種類等)

第二条 消防学校において行う教育訓練の種類、対象者及び内容並びに教育期間は別表のとおりとする。

(教育訓練の教科目等)

第三条 教育訓練の教科目及びその時間数は、消防学校の教育訓練の基準(平成十五年消防庁告示第三号)に準じて消防学校長(以下「校長」という。)が定める。

(教育訓練の実施計画)

第四条 教育訓練の実施計画は、毎年度の開始前に校長が定める。

2 校長は、前項の実施計画を定めたときは、市町長及び消防長に通知する。

一部改正(平成一八年規則五号)

(入校)

第五条 消防学校に入校することができる者は、市町長、消防長その他任命権者が推薦した者等のうちから、校長が選考の上、承認した者とする。

一部改正(平成一八年規則五号)

(入寮の義務)

第六条 消防学校に入校した者(以下「学生」という。)は、消防学校の寮に入寮しなければならない。ただし、校長が特に入寮の必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(規則等の遵守)

第七条 学生は、この規則及び校長の定める基準等を守らなければならない。

(効果測定)

第八条 校長は、教育訓練期間中に試験その他の方法により、教育訓練の効果を測定することができる。

(修了証書)

第九条 校長は、教育訓練を修了した者に修了証書(初任科を修了した者については卒業証書)を授与することができる。

(表彰)

第十条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の学生の模範と認められる者に対しては、賞状等を授与することができる。

(処分)

第十一条 校長は、学校の規律を乱した者に対して、訓戒、謹慎又は退校の処分をすることができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年一月十日三重県規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十七年七月十四日三重県規則第六十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

教育訓練の種類	教育訓練の対象者及び内容	教育期間
初任教育	新たに採用された消防職員に対して行う基礎的な教育訓練	校長が定める期間
普通教育	消防団員に対して行う基礎的な教育訓練	校長が定める期間
専科教育	現任の消防職員及び消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練	校長が定める期間
幹部教育	消防職員及び消防団員の幹部及び幹部昇進予定者に対して行う幹部として一般的に必要な教育訓練	校長が定める期間
特別教育	前四項以外の特別の目的のために行う教育訓練	校長が定める期間
その他の教育	自衛消防隊員、県職員、市町職員、自主防災組織員その他校長が必要と認めた者に対して行う教育訓練	校長が定める期間

一部改正(平成一八年規則五号)